

国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案要綱

第一 国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴い、人事官弾劾の訴追に関する法律（昭和二十四年法律第二百七十一号）を廃止するものとする事。（第一条関係）

第二 国家公務員法等の一部を改正する法律、国家公務員の労働関係に関する法律及び公務員庁設置法の施行に伴い、次の関係法律の規定の整備等を行うものとする事。（第二条から第七十八条まで関係）

一 恩給法（大正十二年法律第四十八号）

二 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）

三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

四 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）

五 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二法律第八十号）

六 国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十一

号）

- 七 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）
- 八 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）
- 九 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）
- 十 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）
- 十一 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）
- 十二 競馬法（昭和二十三年法律第五百十八号）
- 十三 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）
- 十四 中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）
- 十五 高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第一百五十三号）
- 十六 日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第五十号）
- 十七 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）
- 十八 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）
- 十九 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）

- 二十 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第一百一号）
- 二十一 国家公務員宿舍法（昭和二十四年法律第一百七七号）
- 二十二 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四十四号）
- 二十三 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）
- 二十四 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）
- 二十五 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）
- 二十六 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）
- 二十七 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）
- 二十八 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）
- 二十九 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）
- 三十 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）

- 三十一 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）
- 三十二 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）
- 三十三 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）
- 三十四 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）
- 三十五 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）
- 三十六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
- 三十七 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）
- 三十八 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）
- 三十九 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
- 四十 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）

- 四十一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）
- 四十二 最高裁判所裁判官退職手当特例法（昭和四十一年法律第五十二号）
- 四十三 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）
- 四十四 日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第三百三十三号）
- 四十五 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）
- 四十六 行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）
- 四十七 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）
- 四十八 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）
- 四十九 国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第三十一号）
- 五十 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）
- 五十一 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第一百五号）
- 五十二 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第八十五号）
- 五十三 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）

- 五十四 行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）
- 五十五 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成二年法律第四十六号）
- 五十六 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）
- 五十七 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第一百三十三号）
- 五十八 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十四号）
- 五十九 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）
- 六十 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）
- 六十一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）
- 六十二 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）
- 六十三 行政手続法（平成五年法律第八十八号）
- 六十四 統計法（平成十九年法律第五十三号）
- 六十五 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）

- 六十六 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）
- 六十七 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）
- 六十八 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）
- 六十九 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）
- 七十 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）
- 七十一 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第四百四十四号）
- 七十二 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）
- 七十三 身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）
- 七十四 知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）
- 七十五 株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）
- 七十六 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）
- 七十七 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）
- 七十八 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）

- 七十九 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）
- 八十 海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）
- 八十一 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）
- 八十二 宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）
- 八十三 株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）
- 八十四 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）
- 八十五 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十三号）
- 八十六 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）
- 八十七 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）
- 八十八 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）
- 八十九 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）
- 九十 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）

九十一 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

九十二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）

九十三 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）

九十四 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）

九十五 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）

九十六 公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）

九十七 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律

第四百四十九号）

九十八 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）

九十九 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）

百 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第八号）

百一 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

百二 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十八号）

百三 防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）

百四 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）

百五 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）

第三 この法律は、一部を除き、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする
ほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置等を定めるものとする。

（附則第一条から第十一条まで関係）